

# § V 社会教育

## 1 社会教育一般

### A 概況

34年4月に社会教育法の一部を改正する法が施行され、第2年目を迎える。社会教育は県市町村を通じて社会教育主事の設置と社会教育委員の設置および活動の拡充強化、公民館施設、設備の拡充等の制度面の整備に重点をおき施策を推進してきた。

社会教育費もこれと併行して決算額において昭和34年度の11,018千円に対して35年度は16,396千円と大きく伸びてきた。これで社会教育費が十分であるということではないが、公教育としての社会教育のうらづけをなすものとして将来に大きな期待をもつことは事実である。

青年団体の社会教育関係団体としての性格を確立するための問題も昨年度に引き続き当面した課題であったが、漸次解決の方向に向いつあることも注目すべきことである。

### B 昭和35年度努力事項

#### 1. 社会教育関係職員の拡充強化

- (1) 社会教育主事及び公民館主事の養成と設置促進
- (2) 公民館職員の現職教育の実施
- (3) 社会教育委員の設置と研修
- (4) 婦人教育指導員の活動促進
- (5) 視聴覚教育指導者の養成

#### 2. 社会教育関係団体への協力

- (1) 少年、青年、婦人団体の指導者育成
- (2) PTAにおける成人教育活動の充実
- (3) 生活に即した学習活動への協力
- (4) 集団活動による社会道徳の振興

#### 3. 青年学級および各種学級の充実振興

- (1) 学習課程の研究と指導法の改善
- (2) 職業教育、科学教育の充実
- (3) 国際理解のための教育の重視

- (4) 学習環境の整備と運営の改善
- (5) 講師及び助言者の確保
- (6) 視聴覚教材教具を利用する指導法の工夫

#### 4. 勤労青少年の研修の機会の拡充

- (1) 青年国内研修の充実
- (2) 実業高等学校開放講座の増設
- (3) 社会通信教育の振興

#### 5. 社会教育施設の整備と運営の改善

- (1) 公民館の適正な管理と事業内容の刷新
- (2) 地域の社会教育計画樹立の推進
- (3) 公民館の施設、設備及び教材教具の充実
- (4) 地域視聴覚ライブラリーの充実と活用
- (5) 「みどり号」の利用促進

#### 6. 芸術文化の振興

- (1) 芸術鑑賞の機会の提供
- (2) 青少年の芸術活動の促進
- (3) 芸術文化団体活動の助長

#### 7. 文化財の積極的保護と活用

- (1) 保存修理のための施設強化
- (2) 無形文化財、遺跡等の調査の促進
- (3) 文化財資料の刊行

本年度はとくに県市町村の総合的、有機的な結びつきを強化し、一体的運営を行うことを主眼として「市町村教育委員会努力目標設定上の参考資料」「各種団体育成のための努力目標設定上の参考資料」「公民館努力目標設定上の参考資料」を策定し市町村社会教育行政の強化のための目標提示したことは新たな段階に対処するための積極的態度を示すものとして特に記しておきたい。

### C 県社会教育委員

県社会教育委員が2カ年の任期をもって14名の委員が任命された。法改正により補助金支出の問題、青少年指導の問題等新たな任務がつけ加えられた。本年度は5回の会議が開かれ、本県社会教育の重要な問題が審議された。

福島県社会教育委員会名簿

任期 (自昭 35.4.1  
至昭 37.3.31)

氏 名	年令	住 所	現在の地位	摘 要
片野 孝平	55	平市揚土5	平第一小学校長	小学校長代表
添田 亥之吉	55	白河番士小路84	白河中央中学校長	中学校長代表
片岡 五郎	57	福島市森合字丹波谷地4の43	福島農蚕高等学校長	高等学校長代表
星 正治	59	福島市宮下町47	福島市公民館長	公民館代表
柳田 シメ	58	安積郡熱海町玉川字切払57	県婦連会長	社会教育関係団体代表
渡辺 判之介	34	安達郡本宮町仁井田字上野台81	県連青会長	〃
佐藤 一	45	福島市五月町26	福島一小PTA会長	〃